

一般社団法人 日本知的障害者チアリーダーディング協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人 日本知的障害者チアリーダーディング協会（英語表記：Japan Intellectual Disabilities Cheerleading Association とし、略称は JICDA とする）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、わが国における知的障害者チアリーダーディングを統括し、代表する団体として、知的障害者チアリーダーディングの普及や競技力強化に関する事業を行う。

また、これをもってチアリーダーディングを愛する知的障害者とその支援者相互の親睦を図り、ボランティア精神の育成に貢献し、国際大会において諸外国と競い合うことを通して健全な国際感覚と社会性を育成し、以って障害者の社会参加を促進し、活力ある共生社会の創造及び世界平和の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、第3条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 知的障害者チアリーダーディング競技の競技規則及び競技者規則の策定並びに研究
- (2) 知的障害者チアリーダーディング競技に関する国際大会等への代表選手団の派遣
- (3) 知的障害者チアリーダーディング競技に関する国際大会等への代表選考会を兼ねた国内競技会及び国際競技会の開催
- (4) 知的障害者チアリーダーディング競技会の競技会運営規則の策定並びに開催に関すること
- (5) 知的障害者チアリーダーディング普及・振興に関する事業
- (6) 知的障害者チアリーダーディング育成・強化に関する事業
- (7) 指導者及び審判員の育成及び資格認定

- (8) 国際競技規則等の翻訳及び頒布
 - (9) 地域社会における知的障害者チアリーディンググループの育成強化に関する
と
 - (10) 国外への選手役員及び指導者派遣の承認に関する事
 - (11) 外国からの選手役員及び指導者の招聘の承認に関する事
 - (12) 日本を代表するチームの役員及び選手の選定並びに派遣に関する事
 - (13) 国内外の知的障害者チアリーディング競技に関する調査研究及び情報提供
 - (14) スポーツボランティアの普及及び育成並びに振興に関する事業
 - (15) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格取得)

第 6 条 この法人の社員にならうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- 一. この定款その他の規則に違反したとき。
- 二. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三. その他除名すべき正当な事由があるとき。(会費等)

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- 一. 第 7 条の支払義務を半年以上履行しなかつたとき。
- 二. 総社員が同意したとき。

三. 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一. 事業計画および収支予算に関する事項
- 二. 社員の入会承認および除名
- 三. 理事の選任又は解任
- 四. 理事の報酬等の額
- 五. 計算書類等の承認
- 六. 定款の変更
- 七. 解散及び残余財産の処分
- 八. その他「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一. 社員の除名

- 二. 定款の変更
- 三. 解散
- 四. その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、理事2名以上5名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事は全員業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める「役員及び社員の費用に関する規程」による。

第6章 会 員

(会員の種類)

第26条 当法人には、次に掲げる会員を置き、当法人が別に定める「会員に関する規程」に則り登録手続きを行い、代表理事の承認を受けなければならない。

(1) 会員(正会員)

知的障害のある選手を主体とした団体（登録団体）および年間を通じ定期的に練習・指導・演技・競技活動を行なっている個人（個人会員）

(2) 賛助会員

定款第3条の目的に賛同し、支援する個人または企業・団体

2 会員は、当法人の定款その他の規定に従わねばならない。

3 会員は、毎年、登録更新手続き及び当法人が別に定める「登録料および会費に関する規程」に則り登録料の支払いを行わなければならない。

(入会)

第27条 当法人の会員になろうとする者は、別に定める「会員に関する規程」に則り登録手続きを行い、代表理事の承認を経て入会することができる。

(会員の権利)

第28条 会員は、当法人主催する各種講習会・競技会などに参加することができる。

2 当法人の行った決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(会員資格の喪失)

第29条 会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき

(2) 正当な理由なく登録更新手続きを行なわなかったとき

(3) 度重なる警告を受けたとき

(4) 除名されたとき

(警告)

第30条 当法人は、定款その他の規約に反し、当法人の名誉を棄損した会員に対し、代表理事により警告を出すことができる。警告を受けた会員は、一定期間の会員資格の停止等の処罰を受けなければならない。

2 当法人は、前項の警告を受けた会員に対し、代表理事により一定期間の会員資格の停止等の処分を科すことができる。

(退会)

第31条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(退会)

第32条 当法人の定款その他の規定に反し、当法人の名誉を著しく棄損した者、あるいは度重なる警告を受けた者は、社員総会の決議により除名することができる。

(登録料の不返還)

第33条 当法人は、会員により納入された登録料その他拠出金品は返還しない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一. 事業報告
 - 二. 貸借対照表
 - 三. 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第9章 附 則

(定款に定めのない事項)

第40条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本知的障害者チアリーディング協会の令和3年(2021年)6月1日改訂された定款である。

一般社団法人日本知的障害者チアリーディング協会

代表理事 稲 山 敦 子